学術集会における筆頭演者欠席および演題取り下げ、無断欠席について

【発表演題の変更手続きについて】

日本小児看護学会では、採択された演題は筆頭演者が責任を持って発表することを原則としています。しかし、不測の事態により筆頭演者が発表できない場合には、届出書を提出することにより以下の対応が可能です。

(1) 共同研究者が代理発表 (2) 演題取り下げ

下記の注意点をご確認のうえ、必ず届出書を提出してください。

書類未提出の場合、または正当な理由がないと判断される場合には、業績の削除や翌年度学術 集会への演題登録禁止の措置をとりますのでご注意ください。

(1) 共同研究者が代理発表

筆頭演者が発表できないため共同研究者が代理発表する場合に、「代理発表届出書」を学術集会事務局に提出してください。発表当日に代理発表をする事態になった場合は学術集会演者受付に連絡してください。

代理発表は、以下の条件を満たしている場合に可能です。

- ① 発表時の質疑に答えることができる共同研究者であること
- ② 発表業績は筆頭演者のものとなることに同意していること

代理発表の場合は、登録抄録およびプログラムの発表者(筆頭演者名)は書き換えられません。発表時に代理発表である旨を報告のうえ発表してください。

(2) 演題取り下げ

できる限り代理発表をお勧めいたしますが、どうしても都合がつかない場合、または単独発表で共同研究者がいない場合、「演題取下届出書」を学術集会事務局に提出してください。書類提出後は、演題取り下げの取り消しはできませんのでご注意ください。

取り下げとなった演題は、演題発表の業績にはなりません。学術集会ホームページ上で、演題 の取り下げと業績の削除について告知します。

【発表者の無断欠席について】

演者または代理発表を行う共同研究者が連絡なく欠席した場合、原則として業績を削除し翌年 度の学術集会への筆頭演者および共同演者としての演題登録を受け付けません。